

◆景観届出と事前協議等に関する手順

調整・届出時期

★建築主・設計者等は、設計条件の確認（計画予定地の周辺状況調査など）の際に、景観形成基準等を確認し、企画段階の早い時期から、都市デザイン室と**事前相談**を行ってください。
（目安：建築計画等の検討をはじめた時期）

★建築主・設計者等は、景観に対する配慮について景観形成基準等（チェックリスト）を参考に検討し、計画予定地が重点地区内にある場合は、必ず**事前協議**を行ってください。（目安：設計が容易に変更できる時期）

行政上の手続きの30日前まで

行為着手の30日前まで

★建築主・設計者等は、工事完了時に、建物の色彩や緑化を含む外構等、外観の分かる写真を提出してください。

景観形成地域内 （重点地区内）

景観計画区域内

※景観形成地域内を除く

建築計画等

事前相談

- 景観計画の内容確認
- 景観形成基準の確認
- チェックリストを受取る

- 景観計画の内容確認
- 景観形成基準の確認

事前協議

- 計画図面等提出
- チェックリストの提出

適合

不適合

那覇市都市景観審議会等

助言・指導

計画・設計へ反映

行為の届出

行為の届出
※行政手続きを要しない場合

適合

不適合

助言・指導

那覇市都市景観審議会等

勧告

変更命令

有

計画・設計へ反映

是正

無

適合通知

建築確認申請等

行為の着手

行為の完了

設計条件確認
（計画の企画段階）

条例に基づく届出
（基本設計段階）

景観法に基づく届出
（実施設計段階）

建築確認・許可申請等

工事完了